様式５－５（中学校転入生用）

　　年　　月　　日

保　護　者　　様

東大和市教育委員会

教育長

東大和市立第　　中学校

校長

**食物アレルギーの状況把握について（お願い）**

本校への転校にあたりまして、お子さんの食物アレルギーの状況を把握するため、下記１のいずれかに該当する場合は、**年　　月　　日までに**、学級担任へお申し出いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

記

**１　学校にお申し出が必要な場合**

・食物アレルギーにより、学校生活において特別な配慮が必要な場合。

・特別な配慮は必要ない場合でも給食の詳細な献立情報（給食の材料等が記載された献立表）が必要な場合。

**２　東大和市立小・中学校における対応**

**（１）学校生活において特別な配慮が必要な場合**

　　①主治医に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「学校生活管理指導表」）の作成を依頼していただき、学校に提出していただきます。

②後日学校と面談を行っていただきます。（学校から連絡させていただきます。）

③面談の内容を踏まえ、学校はお子さんごとに「取組プラン」を作成し、学校生活において適切な配慮を行います。

**（２）学校生活において特別な配慮が必要ない場合**

①学校生活において特別な配慮はしません。

②特別な配慮が必要ない場合でも給食の詳細な献立情報（給食の材料等が記載された献立表）が必要な場合は、「アレルギー情報提供依頼書」を学校に提出してください。

※「学校生活管理指導表」「アレルギー情報提供依頼書」が必要な方には、後日、学級担任からお渡しいたします。

**３　「学校生活管理指導表」についての留意点**

「学校生活管理指導表」は、１年に１回主治医に作成を依頼していただき学校に提出していただく必要があります。また、除去食・代替食の提供には、「学校生活管理指導表」の提出、その他手続きが必要となります。（除去食・代替食について、不明な点は学校給食センターにお問い合わせください。）

「学校生活管理指導表」の作成に当たっては、文書料が発生します。主治医に支払う文書料は保護者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【裏面につづく】

**４　給食停止・牛乳・乳飲料停止について**

食物アレルギー、体質に合わない（お腹がゆるくなる等）の理由による場合は、給食停止・牛乳・乳飲料停止をすることができます。停止を希望する場合は、学校へ申請書を提出してください。ご不明な点がございましたら、担任の先生もしくは学校給食センターにご連絡ください。

なお、牛乳・乳飲料停止については、好き嫌いが理由の場合は受け付けられません。

≪参考≫学校生活において特別な配慮が必要な場合の例

例１）緊急時に備えた薬（エピペン・内服薬）を処方されている。

例２）アナフィラキシーを起こす可能性がある、または起こしたことがある。

例３）食物アレルギーにより学校生活の中で参加できないものがある。

※上記の例示以外でも特別な配慮が必要と判断される場合があります。

**【お問合せ先】**

学校生活管理指導表について　　　　　　　　教育総務課学務係　042－563－2111　内線1522

除去食・代替食及び詳細な献立情報について　学校給食センター 042－564－1282